

JAPSW 発第 15-250 号  
精養協発第 2015-42 号  
2015年11月27日

厚生労働省社会・援護局長 石井 淳子 様

公益社団法人日本精神保健福祉士協会  
会 長 柏 木 一 恵

一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会  
会 長 伊 東 秀 幸

**「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」における  
新しい地域包括支援体制を担う人材に係る要望書**

平素より両協会の活動に多大なるご理解ご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、貴省におかれては2015年9月17日に、新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチームによる「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現ー新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンー」（以下「新たな福祉提供ビジョン」という。）を公表されたところです。

新たな福祉提供ビジョンでは、今後の福祉サービスの提供体制の改革の方向性として、全世代・全対象型の新しい地域包括支援体制の確立を目指し、生産性の向上と効率的なサービス提供体制の確立とともに総合的な福祉人材の確保・育成について検討することが盛り込まれました。また、「新しい地域包括支援体制を担う人材の育成・確保のための具体的方策」として、「社会福祉士については、複合的な課題を抱える者の支援においてその知識・技能を発揮することが期待されることから、新しい地域包括支援体制におけるコーディネーター人材としての活用を含め、そのあり方や機能を明確化する」ことが示されました。

コーディネーター人材として社会福祉士のみが取り上げられていることに関しては、同じソーシャルワーカーの国家資格である精神保健福祉士の職能団体及び養成団体として看過できないことであり、下記の通り要望いたします。

記

1. 新しい地域包括支援体制におけるコーディネーター人材として、社会福祉士とともに精神保健福祉士も位置づけたうえで、そのあり方や機能について検討してください。

**【問い合わせ】**

公益社団法人日本精神保健福祉士協会（担当：木太）

〒160-0015 東京都新宿区大京町2-3-3

四谷オーキッドビル7F

TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993

E-mail : office@japsw.or.jp

一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会（担当：大泉）

〒108-0075 東京都港区港南4丁目7番8号

都漁連水産会館6階 社養協内

TEL. 03-5495-7595 FAX. 03-5495-7596

E-mail : jascpsw@nifty.com

参考資料

- 精神保健福祉士が任用要件とされている職種は行政機関、医療分野、障害保健福祉分野にとどまらず、司法分野、教育分野などの関連分野にも広がっています。

[行政機関]

機関	職種	根拠法令、要領等
保護観察所	社会復帰調整官	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令
福祉事務所	生活保護精神障害者退院推進員、健康管理支援員	自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領
児童相談所	児童福祉司	児童福祉法施行規則
精神保健福祉センター、保健所、市町村	精神保健福祉相談員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
都道府県労働局	労災精神障害専門調査員	労災精神障害専門調査員設置要領
公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター	—
教育委員会	スクールソーシャルワーカー	スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領

[医療機関]

機関	職種	根拠法令、要領等
精神科病院	退院後生活環境相談員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

[社会福祉施設等]

機関	職種	根拠法令、要領等
児童福祉施設	家庭支援専門相談員、母子支援員、児童指導員	児童福祉施設最低基準
地域活動支援センター I 型	専門職員	地域生活支援事業実施要綱
基幹相談支援センター	基幹相談支援センターの人員	地域生活支援事業実施要綱
救護施設	職員	精神保健福祉士の加配による加算措置

[その他]

機関	職種	根拠法令、要領等
社会福祉協議会	専門員	日常生活自立支援事業実施要領
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター（専門職）	ひきこもり対策推進事業実施要領
ホームレス自立支援センター	職員	ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業実施要領
労働者 50 人以上の事業場	ストレスチェック実施者（外部機関委託可能）	労働安全衛生規則
地域定着支援センター	担当職員	地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針

公益社団法人日本精神保健福祉士協会における構成員の勤務先種別構成比

構成員数：10,057人

(2015年10月31日現在)

勤務先種別		人数	構成比	区分小計(人)	構成比		
A	病院・診療所	精神科病院	3,363	33.4%	4,388	43.6%	
		精神科および心療内科診療所	494	4.9%			
		一般病院	470	4.7%			
		一般診療所	49	0.5%			
		訪問看護ステーション	12	0.1%			
B	精神障害者を対象としている障害福祉サービス事業所等	障害者自立支援法による事業	生活介護	30	0.3%	2,103	20.9%
			共同生活介護(ケアホーム)および共同生活援助(グループホーム)	230	2.3%		
			自立訓練	180	1.8%		
			就労移行支援	200	2.0%		
			就労継続支援	478	4.8%		
			相談支援事業所	517	5.1%		
			地域活動支援センター	440	4.4%		
			福祉ホーム	5	0.0%		
			その他	小規模作業所	21		
	クラブハウス	2		0.0%			
	行政機関	C	保健所	101	1.0%		
市町村保健センター			24	0.2%			
精神保健福祉センター			86	0.9%			
国および都道府県の障害保健福祉担当部局			18	0.2%			
市町村の障害保健福祉担当部局			84	0.8%			
※公立病院はA ※矯正施設はR	D	福祉事務所	83	0.8%	326	3.2%	
		児童相談所	31	0.3%			
		地方更生保護委員会	4	0.0%			
		保護観察所	107	1.1%			
		公共職業安定所(ハローワーク)	48	0.5%			
		教育委員会	53	0.5%			
E	国・都道府県(上記の機関を除く)	48	0.5%	165	1.6%		
	市区町村(上記の機関を除く)	117	1.2%				

F	高齢者対象施設等	地域包括支援センター	103	1.0%	385	3.8%
		介護老人福祉施設(地域密着型を含む)	91	0.9%		
		介護老人保健施設	45	0.4%		
		介護療養型医療施設	2	0.0%		
		老人介護支援センター(在宅介護支援センター)	27	0.3%		
		認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)	20	0.2%		
		その他の老人福祉関係施設	97	1.0%		
福祉関係施設等	G	救護施設	37	0.4%	206	2.0%
	H	更生施設	5	0.0%		
	I	児童福祉関係施設	49	0.5%		
	J	身体障害者福祉関係施設	27	0.3%		
	K	知的障害者福祉関係施設	88	0.9%		
障害者職業センター等	L	障害者職業センター(広域・地域)	32	0.3%	62	0.6%
	M	障害者就業・生活支援センター	30	0.3%		
N	社会福祉協議会	都道府県社会福祉協議会	16	0.2%	123	1.2%
		市区町村社会福祉協議会	107	1.1%		
O	発達障害者支援センター	8	0.1%	8	0.1%	
P	各種学校	大学	351	3.5%	472	4.7%
		小学校、中学校、高等学校	42	0.4%		
		専門学校	79	0.8%		
Q	ホームレス支援	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	8	0.1%	11	0.1%
		ホームレス自立支援センター	3	0.0%		
R	更生保護施設	5	0.0%	34	0.3%	
	矯正施設	21	0.2%			
	地域生活定着支援センター	8	0.1%			
S	大学等の学生相談室	7	0.1%	248	2.5%	
	研究機関	10	0.1%			
	民間相談機関	64	0.6%			
	一般企業	85	0.8%			
	個人事務所	82	0.8%			
T	その他	225	2.2%	225	2.2%	
	勤務先はあるが種別不明	45	0.4%	45	0.4%	
	勤務先なし	913	9.1%	913	9.1%	
	未集計	30	0.3%	30	0.3%	
			10,057	100.0%	10,057	100.0%